

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 ( 2 0 1 7 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項から第4項までの規定中「及び世帯別平等割額」を削る。

第14条第1項中「100分の5.17」を「100分の5.2」に改める。

第16条中「2万5,000円」を「3万円」に改める。

第16条の2を削る。

第18条中「8,500円」を「1万200円」に改める。

第18条の2を削る。

第20条中「9,500円」を「1万2,000円」に改める。

第20条の2を削る。

第23条に次の1項を加える。

- 3 保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第34条各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「並びに」を「及び」に、「オ及びカ」を「ウ」に改め、同条第1号ア中「17,500円」を「2万1,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,950円」を「7,140円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「6,650円」を「8,400円」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを削り、同条第2号中「特定同一世帯所属者」の次に「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号ア中「12,500円」を「1万5,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,250円」を「5,100円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「4,750円」を「6,000円」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを削り、同条第3号ア中「5,000円」

を「6, 000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1, 700円」を「2, 040円」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同号オ中「1, 900円」を「2, 400円」に改め、同号オを同号ウとし、同号カを削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<math>\frac{100}{100} \times 5.2</math>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<math>\frac{100}{100} \times 5.17</math>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第16条 第13条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第18条 第13条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万200円</u>とする。</p>	<p>第16条 第13条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,000円</u>とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第16条の2 第13条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第18条の2及び第34条において同じ。)</u>及び<u>特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第18条の2及び第34条において同じ。)</u>以外の世帯 <u>9,000円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 4,500円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯 6,750円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第18条 第13条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,500円</u>とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第18条の2 第13条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、</u></p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第20条 第13条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。</p> <p>(納期)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）<u>及び</u>同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得</p>	<p><u>それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 1,500円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯 2,250円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第20条 第13条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p> <p><u>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第20条の2 第13条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,000円とする。</u></p> <p>(納期)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額から<u>ア及びイ</u>に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から<u>ウ及びエ</u>に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）<u>並びに</u>同条第4項本文の介護納付金課税額から<u>オ及びカ</u>に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2万1,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,140円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,400円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保</p>	<p>金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,150円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,725円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,950円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,575円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,650円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,100円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）</u> 1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1万5,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,100円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,000円</u></p>	<p>帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,500円</u></p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u>  <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円</u>  <u>(イ) 特定世帯 2,250円</u>  <u>(ウ) 特定継続世帯 3,375円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,250円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u>  <u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円</u>  <u>(イ) 特定世帯 750円</u>  <u>(ウ) 特定継続世帯 1,125円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,750円</u></p> <p>カ <u>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,500円</u></p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,040円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,400円</u></p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,000円</u></p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 900円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 1,350円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,700円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 600円</u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 300円</u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 450円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,900円</u></p> <p>カ <u>介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 600円</u></p>